

## 1 火山災害予防計画の基本目標

### (1) 口永良部島の火山に対する知識の普及及び啓発

町は、火山周辺地域の住民はもとより、観光客等の一時滞在者を含め、多くの人々に火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させるとともに、町や県等が進めている防災諸施策への理解を深めるよう努める。

### (2) 噴火災害を想定した地域づくりの推進

町は、火山ガス・洪水・土石流・地すべり等の火山地域特有の日常的な災害の要因と、降下火砕物・火碎流・溶岩流等の火山噴火災害要因の両方から、人的被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

### (3) 防災組織力の向上

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日頃からその役割を十分に確認しておき、情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう、防災組織力の向上を図る。

### (4) 噴火予知にかかる情報伝達体制の整備

噴火予知は、人的被害をなくすためには欠くことのできないものである。町は、火山観測を進めている関係機関と隨時連絡を取るとともに、住民等第一発見者による火山の異常に関する情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報ネットワークづくりを進める。

## 2 火山災害に強い地域づくり

火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。町は、住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山噴火災害危険区域予測図の成果を踏まえ、施設整備を進めるとともに、安全を確保しやすい地域づくりを推進する。また、生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進するとともに、島外に避難しやすい道路・港の整備に努める。

### (1) 火山災害に強い地域づくり

町は、火山災害に強い地域づくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

### (2) 主要交通・通信機能の強化

町及び関係機関は火山災害を防止し、又は火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図る。また、港やヘリポートからの島外避難を原則とするため各住家から港やヘリポートまでの避難路の整備を図る。

### (3) 警戒避難体制の強化・拡充

ア 町及び関係機関は、火山防災マップ等に基づき、危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流・火碎流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流危険地区）内には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れたうえで整備する等、指導・誘導を行う。

イ 町及び関係機関は、地震計・ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り、情報の交換とともに噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

### (4) 避難道路・避難港・ヘリポートの整備

口永良部島では島外避難を原則としている。このため、町及び関係機関は火山噴火による危険から逃れるために、火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難道路・避難港・ヘリポートの整備に努めるものとする。

(5) 退避舎・退避壕の整備

町は、火山防災マップに基づき、噴石の落下が予測される地区において、集落付近や避難道路沿い等の適所に退避舎や退避壕を整備するよう努める。

(6) 防災拠点の整備

ア 町は、口永良部島の火山災害の場合は、屋久島が上陸避難地とされていることを考慮し、行政・医療・福祉・避難・備蓄等の機能を有する公共・公益施設を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討する。

イ 防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するために、地域の中核的施設となる小中学校・病院・福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置する。

(7) 公共施設等の安全性確保

町は、不特定多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

### 3 基本的事項

火山活動に関する情報や住民の対応等を正確かつ迅速に伝達するネットワークを整備する。

(1) 噴火警報等の伝達

火山で異常な現象が生じた際、人々の間で多くの情報が錯綜したり、途絶するなど、情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも、正しい情報を住民に伝達できるよう情報のネットワーク化を推進する。

(2) 住民の避難誘導体制

ア 地域住民に対する避難誘導体制の整備

指定避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

イ 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、町は地域住民・自主防災組織・老人福祉施設等の施設管理者と連絡を密にし、平常時より避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ウ 温泉客等に対する避難誘導体制の整備

口永良部島には温泉客や釣り客などの宿泊客がみられる。町は、町営船の船内、口永良部漁港等において、火山防災マップ等を掲示するなどして、観光客等へ火山の特性や規制箇所を周知する。また、不特定多数の利用が予定されている施設の管理者は、利用客に火山防災マップ等の掲示や口頭での声かけなどを行い火山の特性を周知する他、発災時の避難誘導に関わる計画を作成し訓練を行うものとする。

(3) 観光客等の安全確保対策

口永良部島を訪れる登山者や観光客等（以下「観光客等」という。）においては、活火山法第11条第2項に規定される「登山者の努力義務」を念頭において、口永良部島が活火山であることを認識し、その危険性を十分に理解してもらう必要がある。

特に活火山（新岳及び古岳等）への登山は、突然の噴火等の一定のリスクがあり、新岳火口からは、有毒な火山ガスも噴出しており、濃度の高い火山ガスを吸うと生命の危険もあることなどから、行政における対策について記載する。

ア 観光客等への周知・啓発

町は、火山防災マップをフェリーや待合所、宿泊施設等へ常置又は掲示することにより口永良部島で想定される火山現象、噴火警戒レベル、噴火した際の指定緊急避難場所、避難経路、避難手段などについて、観光客等への周知・啓発を図る。

また、外国人観光客の安全確保を図るために、多言語表記の火山防災マップやパンフレット

ト等についても作成するよう努める。

気象台からの火山の活動状況に関する情報については、県、町、関係機関におけるホームページへの掲載等を活用した情報発信を行う。

イ 入山者の把握及び入山規制の措置

町は、新岳及び古岳への登山者について、フェリー乗船時(入島時)における目的確認や登山届の周知・啓発等によって把握できるよう努める。

また町は、火山活動の活発化等により入山を規制すべき場合は、気象台の示す警戒範囲等を基に関係機関と連携し、入山規制に必要な措置及び周知を行う。

ウ 情報伝達手段の整備

町は、噴火警報等の通報に係わる事項を観光客等、その他公私団体へも伝達する。

情報伝達の手段については、防災行政無線や緊急速報メール、宿泊施設等の管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら多様化が図れるよう努める。

エ その他警戒避難に関する事項

観光客等の安全確保を図るために、必要に応じて次の対策を講じる。

- ・退避壕・退避舎等の充実について、必要に応じて火山防災協議会等にて検討。
- ・救助関係機関においては、火山ガス測定器やガスマスク等の配備に努める。

(4) 避難促進施設

ア 活動火山対策特別措置法第6条に基づき、口永良部島の以下の施設を避難促進施設として指定する。

避難促進施設一覧

施 設 名	住 所
DIVERS HOUSE SeaKISS G-BASE	屋久島町口永良部島 513
民宿 山波見	屋久島町口永良部島 85
民宿 富田	屋久島町口永良部島 368
民泊 夕景	屋久島町口永良部島 1455
民宿 金岳	屋久島町口永良部島 1465-3
民宿 番屋	屋久島町口永良部島 1469-8
民宿 くちのえらぶ	屋久島町口永良部島 1698-92
民宿 恵文	屋久島町口永良部島 1736-12
民宿 あぐり	屋久島町口永良部島 1736-9

イ 町は、避難促進施設の管理者等に対し、火山活動に関する情報を伝達する。

ウ 避難促進施設の管理者等は、火山の噴火時等に施設利用者が円滑、迅速に避難するための避難確保計画を作成し、町長へ報告するとともに、計画を公表する。

エ 避難促進施設の管理者等は、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、避難訓練の結果を町長に報告するものとする。

オ 町は避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設管理者等による取り組みの支援に努めるものとする。

(5) 即時の情報伝達が困難な区域への対策

ア 即時の情報伝達困難な区域の特定

町は、防災行政無線の届かない地域や携帯電話等の電波が届かない区域をあらかじめ特定する。

イ 即時の情報伝達困難な区域の事前周知

町は、即時の情報伝達困難な区域を、火山防災マップ等に記載し、住民や宿泊客等への事前の周知を行う。

〈事前周知を行う場所〉

- ・町営船乗船口
- ・町営船内
- ・宿泊施設

ウ 即時の情報伝達困難な区域における周知

町は、即時の情報伝達困難な区域の入口等において、看板等を設置し、住民や宿泊客等へ周知する。

#### 4 情報収集と連絡体制

火山に関する情報は、住民等からの火山の異常に関する情報と、気象台の発表する噴火予報・警報、火山の状況に関する解説情報に大きく区分される。

詳細は、本章第3節第2「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」のとおりであるが、ここでは次のように常日頃から施設整備の充実及び体制づくりを行っていくものとする。

(1) 災害対策本部を中心とした被害情報の収集・連絡体制の確立

町は、火山の大きな噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは直ちに災害対策本部を設置すると同時に、機動的な情報収集活動によってリアルタイムな被害情報を収集し、かつ住民及び防災関係機関等との連絡を密にできるよう、関連機器の導入、習熟及びその維持管理に努め、緊急時に速やかな対応ができるよう被害情報の収集・連絡体制の確立を図る。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集員・連絡員の指定

町は、迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を推進するものとする。

イ 住民からの連絡体制

町は、住民からの前兆現象及び被害情報等が、円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

(3) 通信手段の確保

ア 災害に対する安全性の確保

町及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の施策を積極的に推進する。

(ア) 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保

(イ) 次の防災対策の推進

- a 停電対策
- b 情報通信施設の危険分散
- c 通信の多ルート化
- d 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策
- e デジタル化の促進

(ウ) 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

イ 町防災行政無線の拡充・整備

町は、住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線及び災害危険区域における戸別受信機の拡充整備に努める。

ウ 非常通信体制の整備等

町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時的重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

エ 平常時の運用・管理

町は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等にあたっては次の点を十分考慮する。

(ア) 災害時における緊急情報連絡の確保

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

(イ) 災害に強い伝送路の構築

有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

(ウ) 非常災害時の通信の確保

平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

(エ) 移動通信系の運用（通信幅轄及び途絶時の対策）

a あらかじめ非常時における運用計画を定めておくこと。

b 関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。

c 非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的実施を図ること。

(オ) 移動通信系の活用体制

災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

(カ) 画像伝送無線システムの活用

災害対策本部等は、県によるヘリコプターレビューシステム等により収集された被災現場の情報を活用する。

(キ) 災害時優先電話等の効果的活用

N T T 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。

(ク) 無線電話の習熟

災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。

(ケ) 情報通信手段管理・運用体制の構築

平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

## 5 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

ア 非常参集体制の整備及び訓練

町は、非常参集体制の整備を図るとともに、噴火警戒レベルごとに参集基準を明確にし、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について必要に応じて要領（マニュアル）等の修正を行い、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

イ 応急活動マニュアルの作成及び訓練

町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手段、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他職員や機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 相互応援協定の締結

町は、応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関等（指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共団体・公共的団体その他防災上重要な施設の管理者）において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

イ 消防相互応援体制の整備

町は、消防の応援について、協定に基づき消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防救助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

ウ ヘリポート等の救援活動拠点の確保

町は、関係機関相互の応援が円滑に行えるようヘリポート等の救援活動拠点を確保する。

(3) 自衛隊との連携体制

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、効率的かつ迅速に行う。

このため、自衛隊への災害派遣要請に関する必要な以下の事項について整備しておく。

ア 連絡手続きマニュアルの作成

町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

イ 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と、日頃から情報交換や訓練等を通して連絡体制の整備を図る。

(4) 防災中枢機能等の確保・充実

ア 防災拠点等の整備及び備蓄・調達体制の整備

町は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、火山災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧・飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備充実に努める。

イ 自家発電設備等の整備

町は、保有する施設・設備については、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努める。

## 6 救助・救急、医療及び消火活動関係

町及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急、医療・消火にかかる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

(1) 救助・救急活動関係

町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

町は、あらかじめ消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

災害時にD M A T 及び救護班の派遣が必要と判断するときは、出動を要請する。

#### ① D M A T の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で、急性期（発災後、おおむね 48 時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

#### ② D M A T の出動

町長は、D M A T の派遣要請基準に照らし、D M A T の派遣が必要と判断するときは、D M A T 指定病院にD M A T の出動を要請する。

この場合において、町長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

#### ③ D M A T の編成と所在地

##### ア D M A T の編成

D M A T は、原則として医師 1 人以上、看護師 2 人以上及び業務調整員 1 人を含む 5 人で編成する。

##### イ D M A T の所在地

D M A T の所在地は、次のとおりとする。

(令和 2 年 3 月 1 日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	鹿児島市城山町 8 番 1 号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1 丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1

#### ④ 救護班

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後 3 日間）から事態安定期（発災後 4 日～14 日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

##### ア 救護班の出動

町長は、必要に応じて国立病院機構・公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

##### イ 救護班の編成

1. 国立病院機構の職員による救護班
  2. 公立・公的医療機関の職員による救護班
  3. 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
  4. 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
- ウ 救護班の所在地

町内の救護班の所在地は次のとおり。

施設名	所在地	電話番号	班数
熊毛地区医師会	西之表市栄町2（産業会館内）	0997-23-2548	1
熊毛郡歯科医師会	宮之浦197(あらき歯科医院内)	0997-42-2248	1

### (3) 消防活動関係

#### ア 消防水利の多様化の推進

町は、噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

#### イ 防災組織等の連携強化及び消防用資機材等の整備

町は、平常時から熊毛地区消防組合、町消防団及び自主防災組織等、相互の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防体制の整備に努め、かつ消防ポンプ自動車等の消防機器・資機材の整備促進に努める。

#### ウ 消防団の活性化の促進

町は、地域における消防防災の中核として、重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### エ 林野火災への対応

熱い火山噴出物によって発生する林野火災に備え、消防防災ヘリコプター等の活用を図る。

## 7 緊急輸送活動関係

### (1) 緊急輸送ネットワークの形成

町は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設として道路、空港等及び輸送拠点（卸売市場等）について把握しておく。また、火山災害や火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を巡回する緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

### (2) 自動車による輸送手段の確保

災害応急対策で使用すべき町の所有する車両等は、事前届出を行っておく。また、災害時には、車両等が不足することが予想されるため、あらかじめ営業者（運送業者・トラック協会）と協定を締結し、その協定に基づいて営業者の保有する車両等の応援要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

### (3) 輸送施設の整備

#### ア 道路の整備

町は、災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急輸送路をあらかじめ指定しておく。また、火山噴火による災害時に道路確保を実施する路線をあらかじめ定めておき、平素から装備・資機材の整備を行う。

#### イ 港湾・漁港の整備

火山噴火に伴い、危険が切迫している場合の島外脱出では、災害に強い港湾施設が必要である。

港湾・漁港の管理者は、平常時より口永良部漁港・湯向港に避難用船舶が安全に停泊できるよう、港の整備充実を図っておく。

なお、岩屋泊には港湾施設はないものの、南風時には“はしけ”により上陸可能なので、そのための必要な整備に努める。

#### ウ ヘリポートの整備

ヘリコプターは、火山噴出物による埋没や地震等による道路の決壊、障害物によって道路が使用不可能となったとき必要不可欠の緊急輸送手段であるが、その活動を十分に行うためには、ヘリポートや離着陸場が不可欠である。火山災害において降灰などの火山噴出物によりこれらのヘリポート等が利用できなくなるおそれがあるため、あらかじめ複数の候補地を選定しておく必要がある。

町は、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対して周知徹底を図り、利用についてあらかじめ協議しておく等、所用の措置を講じるものとする。

#### (4) 業者との協定の締結

##### ア 建設業者との協定の締結

町は、発災後の道路の障害物除去、応急対策に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

##### イ 運送事業者との協定の締結

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

## 8 避難収容活動関係

#### (1) 指定避難所

##### ア 指定避難所の選定・指定

町は、公園・学校・公民館等公共的施設等を対象に、火山災害及びその二次災害のおそれのない場所を指定避難所に指定する。指定にあたっては地域の人口・避難圏域の広さ・地形・災害に対する安全性等に配慮し、必要な数・規模の避難所をその管理者の同意を得たうえであらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。指定避難所として指定された施設については、必要に応じ換気・照明等避難生活の環境を良好に保つとともに、屋根を強化するなど構造的な強さを確保できるよう設備の整備に努める。

##### イ 指定避難所に必要な施設・設備及び備蓄品

町は、指定避難所における貯水槽・井戸・仮設トイレ・マット・通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。更にテレビ・ラジオ等被災者による被害情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、指定避難所又はその近傍で、食糧・水・非常用電源・常備薬・炊き出し用具・毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

##### ウ 指定避難所の運営管理

町は、あらかじめ指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

#### (2) 避難体制の準備

##### ア 地域住民の名簿及び要配慮者の掌握

町長は、日頃から地域ごとの住民の名簿を作成し、要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。

##### イ 観光客等の把握

乗船券や宿泊者名簿等を活用するなどして、島外から訪れる観光客等を把握し、円滑に避難誘導を行う体制を構築しておく。

ウ 避難誘導責任者

避難誘導にあたっては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め、地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導にあたる。

エ 収容班長

指定避難所には収容班長を置き、避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ、指定避難所の運営管理にあたる。収容班長は、当該施設の管理者を原則とし、町長があらかじめ定めた者とする。

オ 事前に準備すべき資料

収容班長は、事前に避難者の名簿、災害対策本部との連絡表、指定避難所業務日誌等を用意しておく。

(3) 避難に際し住民のとるべき措置

町は、避難者が迅速かつ適正に避難できるよう、次の内容を事前に広報し普段から徹底を図る。

ア 避難の前には必ず火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチを切るなどすること。

イ 避難するときはヘルメット・靴・防塵眼鏡・マスクを着用すること。

ウ 避難誘導は避難誘導責任者の指示によってを行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。

エ 行動は沈着に行い、流言などによって軽挙妄動をしないよう注意するとともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないよう注意すること。

オ 農家等で家畜を飼育している者は、事前に定めてある指定避難所に家畜等を避難させること。

(4) 避難用車両・船舶・航空機の借用協定

町は、避難が円滑に行われるよう、あらかじめ避難に必要な車両・船舶・ヘリコプター等の所有者等と協定を締結するなどの体制の整備に努める。

(5) 応急仮設住宅設置の事前準備

町は、建設業者等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する。

また、応急仮設住宅の用地に関し、火山災害及びその二次災害に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、応急仮設住宅設置の事前準備をしておく。

なお、学校の用地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

## 9 食糧・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係

(1) 備蓄場所の体系的整備

町は、火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧・飲料水及び医療品等生活必需品、並びに通信機器等の物資等についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

(2) 調達物資の内容と調達量の調査

町は、下記の物資の調達体制を整備するとともに、その調達可能量についての把握に努める。

食 粧	乾パン・サバイバルフーズ・アルファー化米・精米・即席めん・おにぎり・弁当・パン・缶詰・育児用調製粉乳
生活 必 需 品	下着・毛布・作業衣・タオル・運動靴・石鹼・ちり紙・歯ブラシ・歯磨・マッヂ・ロウソク・エンジン発電機・卓上コンロ・ボンベ・鍋・釜・包丁

## 10 施設・設備の応急・復旧活動関係

### (1) 必要とする資機材の整備

町は、所管する施設・設備の応急復旧を行うため、あらかじめ被害状況を予測し、必要とする資機材を整備しておくなど体制を確立しておく。

### (2) ライフライン施設の応急復旧体制

ライフライン事業者は、火山災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておく。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提としてあらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

## 11 被災者等への的確な情報伝達活動関係

### (1) 多様な情報手段の整備

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系を含めた多様な手段の整備に努める。

### (2) 情報発信の恒常性の確保

町及び放送事業者等は、火山災害に関する情報及び被災者に対する次のような生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

ア 生活に必要なサービスや物資の提供、配付に関すること。

(いつ・どこで・何を・どうするか)

イ 交通状況・医療施設の案内等

## 12 二次災害の防止活動関係

町は、豪雨等に伴う土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録活用のための施策等を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに、観測機器等の確保について準備しておく。

## 13 地域・職場等の防災訓練実施指導

町は、地域・職場・学校等が自発的に防災訓練できるよう指導し、住民等の火山災害発生時の避難活動等の習熟を図る。

## 14 災害復旧・復興への備え

### (1) 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍・建物・権利関係・施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備を行う。

なお、公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図・基礎地盤状況等資料を整備しておくとともに、資料の滅失を回避するため複製等の措置を講じる。

### (2) 復興対策の研究

町は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、事業者の自立復興支援施策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策について検討する。

## 第2 住民の防災活動の促進

町は、本計画により口永良部島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与できるよう住民の防災行動力の向上を図る。具体的な対策については、第2編第1章第16節～第21節「住民の防災活動の促進」に準ずる。

## 第3 避難の安全確保

### (1) 避難集結地の徹底

町の広報や標識等により、あらかじめ避難集結地を提示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は広報車等で知らせる。

### (2) 輸送手段の確保

#### ア 港湾・漁港施設の整備

悪条件下においてもできるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した口永良部漁港、湯向港の整備を行うように努める。

#### イ 船舶・航空機等の確保

輸送手段の確保は概ね次のとおりとし、関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化を図るよう、日頃から連携を図っておく。

##### (ア) 町営船の活用

##### (イ) 漁船等の活用

##### (ウ) 民間船舶等の活用

##### (エ) 海上保安庁・自衛隊（船舶・航空機等）の活用

#### ウ 避難先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について、事前に計画を立てる等の準備を行うよう努める。

### (3) 輸送不可能時における残留者の安全対策

#### ア 残留者の確認

#### イ 避難施設の設置、堅牢化

#### ウ 食料、飲料水、生活物資等の確保

### (4) 島内の避難路の安全確保

#### ア 待避壕の維持管理及び増備

#### イ 誘導施設、指示標識の事前設置

#### ウ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策

### (5) 照明施設の整備

夜間における避難、防災関係機関の活動に備え、必要箇所に設置する。

## 第4 新岳及び古岳登山における安全確保対策

### (1) 町は、新岳周辺における危険要因を住民及び観光客に周知する。

### (2) 火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて登山を規制する。

なお、立入禁止の規制は、「噴火警戒レベル2」で火口から半径1km以内、「噴火警戒レベル3」で火口から半径2km以内の区域とする。

## 第5 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いちはやく噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために町は県を通じて、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。